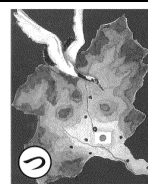




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年9月15日(金) 第10134号

目次

| | ページ |
|-------------------------------------|-----|
| 公 告 | |
| ○令和6年度群馬県立農林大学校入校試験の実施(農業構造政策課) | 2 |
| ○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課) | 3 |
| ○土地改良区役員の退任の届出(同) | 4 |
| ○開発工事の完了(建築課) | 4 |
| 人事委員会規則 | |
| ○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 | 7 |
| 公安委員会規則 | |
| ○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(運転免許課) | 9 |
| 入札公告 | |
| ○一般競争入札の実施(小児医療センター) | 12 |

■ 公 告

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年群馬県規則第14号）第9条第5項の規定により、令和6年度群馬県立農林大学校入校試験について次のとおり公告する。

令和5年9月15日

群馬県知事 山 本 一 太

1 農林部学生募集（農業経営学科社会人コースを除く。）

- (1) 募集人員 92人（農業経営学科野菜コース20人、農業経営学科花き・果樹コース12人、農業経営学科酪農肉牛コース15人、農林業ビジネス学科農と食のビジネスコース25人、農林業ビジネス学科森林コース20人）。

なお、コースごとに推薦入校試験によるものを80％程度、一般入校試験によるものを20％程度とする。

- (2) 修業年限 2年（1年生は全寮制、2年生は原則として通学制）

- (3) 入校資格

ア 推薦入校試験

県内の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を令和6年3月までに卒業する見込みの者又は県内の居住者で県外の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を同月までに卒業する見込みの者であって、一般推薦にあつては農林業に対する熱意を有し、成績が評定平均値3.0以上の者又は日本農業技術検定3級以上の合格者で、学校長が推薦する者とし、後継者推薦にあつては本校を卒業後、直ちに県内において農林業後継者として農林業に従事することが確実であり、成績が評定平均値2.8以上の者で、学校長が推薦する者とする。

イ 一般入校試験（前期・後期）

学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学の入学資格（以下「大学入学資格」という。）を有する者又は令和6年3月までに大学入学資格を取得する見込みの者

- (4) 試験科目

ア 推薦入校試験

(ア) 小論文

(イ) 面接試験

イ 一般入校試験（前期・後期）

(ア) 学科試験 国語及び数学Ⅰ（国語は「国語総合（古典（古文・漢文）を除く。）」を出題範囲とする。）

(イ) 小論文

(ウ) 面接試験

2 農林部農業経営学科社会人コース学生募集

- (1) 募集人員 8人（野菜専攻3人、有機農業専攻5人）

- (2) 修業年限 1年（通学制）

- (3) 入校資格 次のいずれにも該当する者

ア 大学入学資格を有する者

イ 1年以上の就業経験を有する者

ウ 県内に住所を有する者又は県内に就農を希望する者

- (4) 試験科目

ア 小論文

イ 面接試験

3 願書・試験日程等

(1) 願書等提出方法及び提出先 願書等は、群馬県立農林大学校（〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋1005）へ持参又は郵送で提出すること。

(2) 願書受付期間

ア 推薦入校試験（農業経営学科社会人コースを除く。） 令和5年10月2日（月）から同月13日（金）まで。持参の場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

イ 一般入校試験（前期） 令和5年11月15日（水）から同月24日（金）まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

ウ 一般入校試験（後期） 令和6年1月9日（火）から同月26日（金）まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

なお、一般入校試験（前期）で募集人員に達したコースについては、一般入校試験（後期）を実施しない。各コースの一般入校試験（後期）の実施の有無については、令和5年12月20日（水）以後に群馬県立農林大学校教務係へ電話で問い合わせること。

(3) 試験会場 高崎市箕郷町西明屋1005 群馬県立農林大学校

(4) 試験期日

ア 推薦入校試験 令和5年10月27日（金）

イ 一般入校試験（前期） 令和5年12月 2日（土）

ウ 一般入校試験（後期） 令和6年 2月 2日（金）

(5) 合格発表

ア 推薦入校試験 令和5年11月14日（火）

イ 一般入校試験（前期） 令和5年12月20日（水）

ウ 一般入校試験（後期） 令和6年 2月16日（金）

いずれも午前9時から午後5時までの間、上記(3)の場所に掲示する。また、群馬県立農林大学校ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/site/nourindai/>）にも上記合格発表日時から当分の間、掲載する。

4 受験料 2,200円（群馬県証紙又は払込書による。払込書による納付を希望する者は、各入校試験の願書受付期間最終日の14日前までに、群馬県立農林大学校教務係へ連絡すること。）

5 問合せ先 群馬県立農林大学校教務係（高崎市箕郷町西明屋1005 電話027-371-3244）、各農業事務所（普及指導課、地区農業指導センター及び家畜保健衛生課）並びに各環境森林事務所及び各森林事務所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年9月15日

群馬県知事 山本 一 太

| 土地改良区名 | 理事 監事 の 別 | 区 分 | 役 員 氏 名 | 住 所 |
|--------|--------------------|------|-------------------|--------------------|
| 群馬用水 | 理 事 | 再 任 | 山本龍 | 前橋市大手町二丁目9-14-801号 |
| | 同 | 同 | 小林一雄 | 同 金丸町49番地 |
| | 同 | 同 | 蜂巢孝雄 | 同 池端町33番地 |
| | 同 | 同 | 中嶋三樹 | 同 茂木町253番地5 |
| | 同 | 同 | 大崎美一 | 同 柏倉町1320番地 |
| | 同 | 同 | 後閑千代壽 | 同 粕川町膳535番地1 |
| | 同 | 同 | 星野好孝 | 同 富士見町原之郷2044番地 |
| | 同 | 同 | 鈴木俊司 | 同 富士見町時沢1109番地2 |
| | 同 | 同 | 富岡賢治 | 高崎市田町75番地1 |
| | 同 | 同 | 小高定夫 | 同 箕郷町白川1788番地 |
| | 同 | 同 | 寺口優 | 同 金古町2782番地2 |
| | 同 | 同 | 島方操 | 同 十文字町336番地 |
| | 同 | 同 | 今泉重造 | 桐生市新里町大久保717番地 |
| | 同 | 同 | 佐藤幸雄 | 同 新里町山上975番地 |
| | 同 | 同 | 高木勉 | 渋川市横堀1045番地2 |
| | 同 | 同 | 石関桂一 | 同 白井852番地1 |
| | 同 | 同 | 田中猛夫 | 同 北橋町八崎1246番地1 |
| | 同 | 同 | 楯一雄 | 同 北橋町上南室676番地18 |
| | 同 | 同 | 柴崎徳一郎 | 北群馬郡吉岡町大字漆原426番地 |
| | 同 | 同 | 大林裕子 | 同 同 大字小倉甲91番地 |
| | 同 | 新 任 | 富岡昇司 | 前橋市東金丸町40番地 |
| | 同 | 同 | 上野実 | 同 苗ヶ島町680番地1 |
| | 同 | 同 | 齊藤尚展 | 同 粕川町稻里276番地1 |
| | 同 | 同 | 清水匡 | 高崎市宮沢町1160番地2 |
| | 同 | 同 | 登坂勇 | 渋川市有馬1125番地 |
| | 同 | 同 | 関口増次 | 同 中郷1851番地 |
| 同 | 同 | 角田俊壽 | 同 赤城町津久田266番地13 | |
| 同 | 同 | 小山久利 | 北群馬郡榛東村大字新井1265番地 | |
| 同 | 同 | 石坂郁夫 | 同 同 大字広馬場27番地1 | |

| | | | |
|----|----|------|--------------------|
| 同 | 退任 | 戸谷利夫 | 前橋市堀越町952番地1 |
| 同 | 同 | 松村一雄 | 同 粕川町女淵389番地1 |
| 同 | 同 | 後閑太一 | 高崎市十文字町150番地1 |
| 同 | 同 | 宮下宏 | 渋川市有馬1205番地 |
| 同 | 同 | 小澤好男 | 同 吹屋852番地1 |
| 同 | 同 | 狩野保明 | 同 赤城町敷島55番地9 |
| 同 | 同 | 真塩卓 | 北群馬郡榛東村大字新井2735番地1 |
| 同 | 同 | 小野関守 | 同 同 大字広馬場2477番地 |
| 監事 | 再任 | 伊藤静雄 | 前橋市上大屋町294番地 |
| 同 | 同 | 北爪康行 | 同 鼻毛石町67番地2 |
| 同 | 同 | 樺澤元治 | 同 富士見町引田516番地6 |
| 同 | 同 | 松本辰夫 | 高崎市金古町240番地 |
| 同 | 新任 | 青木和夫 | 北群馬郡吉岡町大字漆原甲1110番地 |
| 同 | 退任 | 栗田俊彦 | 同 同 同 31番地 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年9月15日

群馬県知事 山本 一 太

| 土地改良区名 | 理事 監事 の 別 | 区 分 | 役 員 氏 名 | 住 所 |
|--------|--------------------|-----|---------|-----------------|
| 上細井中西部 | 理 事 | 退 任 | 下田賢 | 前橋市富士見町時沢501番地1 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年9月15日

群馬県知事 山本 一 太

| 番号 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----|-----------------------------------|------------------------------------|
| 1 | みどり市笠懸町久宮60-1、61-1、61-2、62-1、62-2 | 太田市西長岡町78番地3 株式会社ITS 代表取締役 石田晃一 |
| 2 | 邑楽郡邑楽町大字赤堀字鞍掛2658-3、265 | 千葉県市川市平田3丁目6番18-107号 |

| | | |
|---|---|--|
| | 9-2 | (ヴェルドミール本八幡) 永見敦郎、永見由莉 |
| 3 | 佐波郡玉村町大字飯倉133-1、134-1 | 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブーンイレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦 |
| 4 | 吾妻郡嬭恋村大字鎌原字藤原1053-2842、1053-2843、1053-12438、1053-13305、1053-13469の一部、1053-13473の一部 | 東京都台東区上野3丁目24番6号上野フロンティアタワー15階・22階 株式会社L o o o p 代表取締役 森田卓巳 |
| 5 | 邑楽郡邑楽町大字篠塚字水立1239-2、1240-3、1241-1、1241-2 | 邑楽郡大泉町大字古氷711番地の1ペアグラウンドC棟202号 中村和磨、中村早恵子 |
| 6 | 邑楽郡明和町斗合田140-1、140-2、141-2、142-1、142-2、146-2、147-2、148-1、148-2、149-2、150-2、200、201-1、201-2、202-1、202-2、203-1、203-2、204-1、204-2、206-2、211-1、211-2、212-1、213-1、214-1、215-1、216-1、217-1、217-2、218-1、218-2、218-3、225-1、225-2、231-1、237-2、238-2、239-1、239-2、241-2、245-2、246-1、246-2、250-1、250-2、251-2、252-2、253-2、254、260、下江黒560-1、560-2、561-1、561-2、562、564-2、569、573、580、587、595、597-2、603-2、604、610、618、626-1、626-2、627-2、628-2、629-2、630-2、631-2、636-2、637-2、638-2、687-2、688-2、689-2、690-2、691-2、692-2、693-2、694-2、斗合田140-1地先水路、146-2地先道路、148-1地先水路の一部、148-2地先道路、204-1地先道路の一部、211-2地先道路、217-2地先水路、218-1地先水路、225-2地先道路、225-1地先水路、239-1地先水路、239-1地先道路、246-1地先水路、246-1地先道路、254地先水路、254地先道路、260地先水路、下江黒562地先水路の一部、562地先道路の一部、573地先道路の一部、573地先水路の一部、587地先水路の一部、587地先道路の一部、595地先道路の一部、604地先水路の一部、618地先水路の一部、638-2地先水路の一部 | 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県企業管理者 中島啓介 |

■ 人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月十五日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第二十一号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十五年群馬県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則別表中

| |
|--------|
| 二七〇円 |
| 九二〇円 |
| 一一〇円 |
| 七七〇円 |
| 一、四二〇円 |
| 二、〇七〇円 |
| 三三〇円 |
| 九七〇円 |
| 一、六二〇円 |
| 二、二七〇円 |
| 二、九二〇円 |
| 一、一七〇円 |
| 一、八二〇円 |
| 二、四七〇円 |
| 三、一二〇円 |
| 三、七六〇円 |
| 二、〇一〇円 |
| 二、六六〇円 |

| |
|--------|
| 一一〇円 |
| 八六〇円 |
| 三〇円 |
| 六六〇円 |
| 一、三〇〇円 |
| 一、九三〇円 |
| 一六〇円 |
| 八〇〇円 |
| 一、四三〇円 |
| 二、〇七〇円 |
| 二、七〇〇円 |
| 九四〇円 |
| 一、五七〇円 |
| 二、二一〇円 |
| 二、八四〇円 |
| 三、四八〇円 |
| 一、七一〇円 |
| 二、三五〇円 |

| |
|---------|
| 三、三一〇円 |
| 三、九六〇円 |
| 四、六一〇円 |
| 二、八六〇円 |
| 三、五一〇円 |
| 四、一六〇円 |
| 四、八一〇円 |
| 五、四六〇円 |
| 三、七一〇円 |
| 四、三六〇円 |
| 五、〇一〇円 |
| 五、六六〇円 |
| 六、三一〇円 |
| 六、五六〇円 |
| 四、五六〇円 |
| 五、九六〇円 |
| 六、六一〇円 |
| 七、二六〇円 |
| 七、九〇〇円 |
| 七、二七〇円 |
| 七、九二〇円 |
| 八、五七〇円 |
| 九、二二〇円 |
| 一〇、八〇〇円 |
| 一〇、五五〇円 |
| 一一、二〇〇円 |
| 一一、八五〇円 |
| 一三、二七〇円 |

を

| |
|---------|
| 二、九八〇円 |
| 三、六二〇円 |
| 四、二五〇円 |
| 二、四九〇円 |
| 三、一二〇円 |
| 三、七六〇円 |
| 四、三九〇円 |
| 五、〇三〇円 |
| 三、二六〇円 |
| 三、八九〇円 |
| 四、五三〇円 |
| 五、一六〇円 |
| 五、八〇〇円 |
| 四、〇三〇円 |
| 五、四二〇円 |
| 六、〇五〇円 |
| 六、六九〇円 |
| 七、三二〇円 |
| 六、六八〇円 |
| 七、三一〇円 |
| 七、九五〇円 |
| 八、五八〇円 |
| 一〇、一五〇円 |
| 九、八八〇円 |
| 一〇、五二〇円 |
| 一一、一五〇円 |
| 一二、五六〇円 |

に、「二七一円」を「二六九

この規則は、令和五年十月一日から施行する。
 附 則
 円「に、「十三・〇」を「十三・二」に改める。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一三、九二〇円 | 一三、六七〇円 | 一四、三二〇円 | 一五、六三〇円 | 一六、二八〇円 | 一六、九三〇円 | 一六、六八〇円 | 一七、九〇〇円 | 一八、五五〇円 | 一九、一九〇円 | 一九、八四〇円 | 二〇、〇九〇円 | 二〇、七四〇円 | 二一、三九〇円 | 二二、〇四〇円 | 二三、一二〇円 | 二三、七七〇円 | 二四、四二〇円 | 二五、〇七〇円 | 二六、一一〇円 | 二六、七六〇円 | 二七、四一〇円 | 二八、〇六〇円 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一三、一九〇円 | 一二、九二〇円 | 一三、五六〇円 | 一四、八五〇円 | 一五、四九〇円 | 一六、一二〇円 | 一五、八六〇円 | 一七、〇六〇円 | 一七、七〇〇円 | 一八、三三〇円 | 一八、九七〇円 | 一九、二〇〇円 | 一九、八四〇円 | 二〇、四七〇円 | 二一、一一〇円 | 二二、一七〇円 | 二二、八一〇円 | 二三、四四〇円 | 二四、〇八〇円 | 二五、一〇〇円 | 二五、七三〇円 | 二六、三七〇円 | 二七、〇〇〇円 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月15日

群馬県公安委員会委員長 五十嵐 清 隆

群馬県公安委員会規則第8号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第46条の4の次に次の1条を加える。

（免許の取消しの申請）

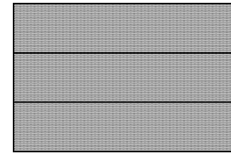
第46条の5 法第104条の4第1項の規定により免許の取消しの申請をしようとする者は、別記様式第33の申請書を、当該者の住所地を管轄する警察署長又は運転免許課長を経由して、公安委員会に提出しなければならない。

第47条の2中「届出書」を「変更届」に改める。

別記様式第33及び別記様式第33の2を次のように改める。

別記様式第33(規格A4)(第46条の5、第47条、第47条の3関係)

| | |
|----|--|
| 課長 | |
| | |



運転免許取消申請書兼運転経歴証明書交付・再交付申請書

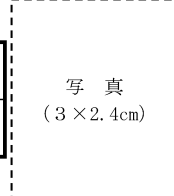
群馬県公安委員会 宛て

申請日 年 月 日

| | | | | |
|-----|-------|--|---------|----------|
| 申請者 | フリガナ | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | | 連絡先電話番号 | () — |
| | 代筆者氏名 | | 申請者との続柄 | |
| | 代筆理由 | | | |

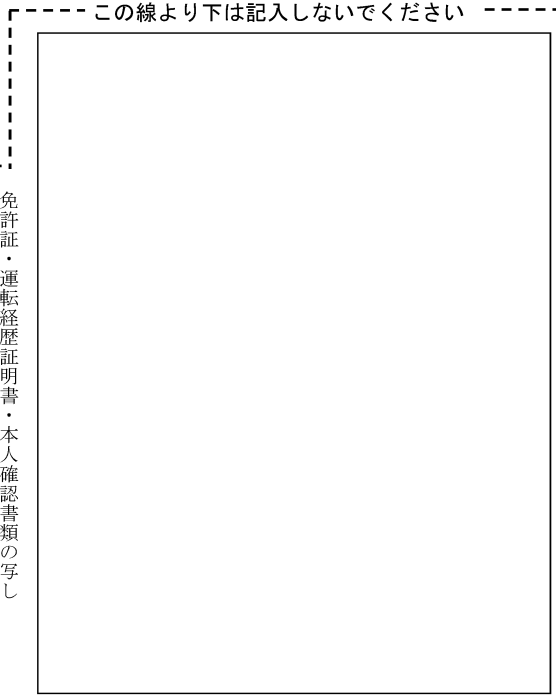
運転免許取消申請

| | |
|--------------|---|
| 取消を申請する免許の種類 | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 () |
| 受けたいほかの免許の種類 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし () |



運転経歴証明書 交付・再交付 申請

| | | | |
|--|--|------------------------------------|--|
| 申請窓口 | <input type="checkbox"/> 総合交通センター <input type="checkbox"/> 警察署 | 免許の取消しを申請した日 | 平成 年 月 日 |
| 再交付申請の時 | 日時(いつ) | | |
| | 場所(どこで) | | |
| 申請理由(どうした) | <input type="checkbox"/> 盗難・紛失又は滅失(火災・誤廃棄等) | <input type="checkbox"/> 汚損(傷・汚れ等) | <input type="checkbox"/> 破損(変形・欠損等) <input type="checkbox"/> その他(記載内容や顔写真の変更等) |
| 再交付後に、古い運転経歴証明書を発見したときは、発見した方(古い方)を返納します。 年 月 日 | | | |
| 氏名 _____ | | | |



| | | |
|-----|-------|------|
| 免許色 | 処分等番号 | 処分時間 |
| | | |
| | 照会番号 | |

| 資料区分 | 申請取消のみ | 経歴交付のみ | 経歴再交付 | 取消し・経歴交付 |
|-------|--------|-------------|-------|----------|
| 94 | 36 | 36 | 36-94 | |
| 免許証番号 | | | | |
| 生年月日 | | 年 | 月 | 日 |
| 登録年月日 | | 年 | 月 | 日 |
| 登録番号 | | 94・36-94登録時 | 処分区分 | H |

免許

別記様式第33の2（規格A4）（第47条の2関係）

| | |
|----|--|
| 課長 | |
|----|--|

運転経歴証明書記載事項変更届

群馬県公安委員会 宛て

届出日 年 月 日

①窓口に来た方（届出者）について記入してください。

| | | | |
|-------|--|-----------------|--|
| フリガナ | | 連絡先電話番号 | () — |
| 届出者氏名 | | 運転経歴証明書の名義人との関係 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 |

②変更前の情報（持参した運転経歴証明書の内容）を記入してください。

| | | | | |
|------------|------|--|------|-------|
| 運転経歴証明書の内容 | フリガナ | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | | | |
| | 住所 | | | |
| | 通称名 | | 旧氏名 | |

③変更を希望する部分のみ記入してください。（変更には住民票等が必要です。）

| | | | | |
|------|------|--|------|-------|
| 変更事項 | フリガナ | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | | | |
| | 住所 | | | |
| | 通称名 | | 旧氏名 | |

----- この線より下は記入しないでください -----

運転経歴証明書のコピー

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------------|----------|----------|----------|----------|------------|----------|------------|----------|----------|------------|-----------|---|--|
| 資料区分 | 59 | 県内記変 | | | | | | 県外転入 | | | | Y9 呼び名 | 確認書類等 1. 住民票の写し 2. 国民健康保険証（市町村） 3. マイナンバーカード 4. 身体障害者手帳 5. 在留カード 6. 特別永住者証明書 7. 郵便物（官公庁発行） 8. 領収書（電気・ガス・水道） 9. その他 | |
| | 生年月日 性別 | 51 住所 | 52 氏名 | 53 住所 | 54 本籍 | 55 本籍住所 | 56 氏名 | 57 本籍住所 | A1 住所 | A3 住所 | A5 本籍住所 | | | A7 本籍住所 |
| 免許番号 | | | | | | | | | | | | | 代理人 確認 | 本人との関係： 確認者： |
| 生年月日 | | | | | | | | | | | | | 通称名 | 1. 表示希望あり 2. 表示希望なし 3. 変更なし 旧氏名 1. 表示希望あり 2. 表示希望なし 3. 削除を希望 4. 変更を希望 |
| 登録年月日 | | | | | | | | | | | | | | 特記事項等： |
| 呼び名 | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の群馬県道路交通法施行細則の規定による申請書及び届出書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年9月15日

群馬県立小児医療センター院長 浜 島 昭 人

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 汎用超音波画像診断装置 一式（メーカー保証期間を除く3年間の保守を含む。）
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月31日（日）
- (4) 納入場所 群馬県立小児医療センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年9月29日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年10月13日（金）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立小児医療センター事務局経営課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。）第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支

店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

- (8) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (9) 当該調達物品について、納入実績があること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒377-8577 群馬県渋川市北橘町下箱田779番地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 関口愛 電話0279-52-3551
- (2) 入札説明書の交付方法 令和5年9月15日(金)から同月25日(月)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和5年10月20日(金)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和5年10月12日(木)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「汎用超音波画像診断装置入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年10月30日(月)午前10時30分 群馬県立小児医療センター2階研修会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月27日(金)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立小児医療センター院長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「汎用超音波画像診断装置入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規程第116条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HAMAJIMA Akito, Director of the Gunma Children's Medical Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required: General-purpose ultrasound imaging system, 1 set (includes a 3-year maintenance warranty in addition to manufacturer's guarantee)
- (3) Delivery period: by March 31, 2024
- (4) Delivery place: Gunma Children's Medical Center
- (5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from Friday, September 15, 2023 through Monday, September 25, 2023, from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m. to 5:00 p.m., at the location noted below (8)
- (6) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Thursday, October 12, 2023 at 5:00 p.m.
- (7) Bidding deadline: Monday, October 30, 2023 at 10:30 a.m. (bidding by registered mail must be received by Friday, October 27, 2023 at 5:00 p.m.)
- (8) For further details, please contact: SEKIGUCHI Ai, Management Office of the Gunma Children's Medical Center, 779 Shimohakoda, Hokkitsu-machi, Shibukawa-shi, Gunma-ken, 377-8577, Japan, TEL 0279-52-3551(Japanese language only)